

図書館間貸出ワーキングチーム報告書

1 検討の経緯

平成 22 年度の「資料デジタル化及び利用に係る関係者協議会」（以下「関係者協議会」という。）において、前年度に継続協議事項とされたデジタル化資料の図書館間貸出については、原本からのデジタル化資料の館内公開開始時期にかんがみ、比較的短期間で集中的に協議を進める必要があることから、ワーキングチームを設けて検討を行うこととした。

2 検討課題及び議論

平成 21 年 6 月に改正された著作権法の第 31 条第 2 項の規定に基づき、国立国会図書館は、その所蔵資料の原本を公衆の利用に供することによる滅失、損傷又は汚損を避けるため、当該原本に代えて公衆の利用に供するためのデジタル化¹について著作権者の許諾を得ないで行うことができるようになった。「資料デジタル化及び利用に係る関係者協議会 第一次合意事項」（平成 21 年 3 月）においては、このような保存を目的とするデジタル化が行われた資料の館内提供の実施に係る基本要件として、デジタル化済み資料の原本は、原則として利用に供しないことが確認されている。

国立国会図書館は、国立国会図書館法（昭和 23 年法律第 5 号）第 21 条第 1 項第 1 号に基づき、図書館間貸出制度を設け、制度に加入した図書館等（以下「貸出対象館」という。）からの求めに応じ所蔵資料の貸出を行っているが、保存を目的とするデジタル化が行われた資料の図書館間貸出に当たっては、原本に代えて当該デジタル化資料を用いて図書館間貸出する方策を整備する必要がある。

平成 21 年度第 1 次補正予算による大規模デジタル化事業による原本からのデジタル化資料の国立国会図書館内での提供は、平成 23 年 1 月から順次行う予定であり、図書館間貸出の対応策について検討する時間に制約があることから、ワーキングチームでは当面の対応策に議論の焦点を絞って検討を行うこととし、著作権法の改正や将来の在り方については、論点の整理にとどめることとした。

以上を踏まえ、ワーキングチームでは、次の事項を検討課題とした。なお、検討に当たっては、貸出方法（提供方法）等に関する著作権法上の解釈について国立国会図書館から文化庁長官官房著作権課に行われた照会・回答も検討の参考とした。

- (1) 貸出資料の範囲
- (2) 貸出対象館の範囲
- (3) 貸出の条件
- (4) 貸出方法（提供方法）
- (5) デジタル化資料の図書館間貸出の代替措置

¹ 「資料デジタル化及び利用に係る関係者協議会 第一次合意事項」（平成 21 年 3 月）により、保存を目的とする館の所蔵資料のデジタル化は、画像データの作成を当面の範囲とすることとされている。

(1) 貸出資料の範囲

貸出資料の範囲は、国立国会図書館において著作権法第 31 条第 2 項に基づき保存のためにデジタル化した資料のうち、著作権処理済み、著作権保護期間満了等によりインターネット公開をしているものを除いた、館内限定公開の資料とすることで合意された。

現行の図書館間貸出制度における貸出資料の範囲は、おおむね昭和 23 年の国立国会図書館設立以降に受け入れた和洋の図書、及び明治期・大正期・昭和戦前期刊行の和図書のうち国立国会図書館がマイクロ化したマイクロ形態資料である。

貸出対象外の資料としては、図書については、劣化資料、損耗の著しい資料（酸性紙資料等）、経年により希少・貴重となった資料（和古書等）、形態や性格などから貸出に適さない資料（大型本、参考図書等）があり、図書以外では、逐次刊行物（新聞、雑誌等）、非図書形態の資料（マイクロ形態資料、1 枚ものの地図、電子資料、楽譜・音盤等）、「コレクション」に準ずるものがある。また、貸出を受けようとする図書館等において容易に入手することができる資料については、貸出をしない資料とされている。

デジタル化資料の図書館間貸出においては、劣化等の理由により従来貸出を行えなかった資料が加わることとなり、図書館等を通じて貸出を受ける利用者の利便性が向上することとなる。一方で、対象資料の範囲が拡大することにより貸出数が増えることが予想されることから、デジタル化資料の図書館間貸出の開始後、国立国会図書館が利用状況をモニターし、関係者協議会において報告すること、及び、実際の運用に当たっては、開始当初は図書のみを対象とし、段階的に貸出資料の範囲を拡大していくことが確認された。

(2) 貸出対象館の範囲

現行の図書館間貸出制度における貸出対象館は、国立国会図書館利用規則に定める次の要件を満たす図書館等のうち、国立国会図書館の承認を受けたものとされている。

- ・ 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学、短期大学又は高等専門学校の図書館又は研究所
- ・ 国立若しくは公立の調査研究機関又はこれらに準ずる機関
- ・ 図書館法（昭和二十五年法律第百十八号）による図書館又はこれに準ずる機関
- ・ 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）による地方議会の図書室
- ・ その他館長が適当と認める国内外の図書館又はこれに準ずる機関

承認に当たっては、加入申請書と共に、設置根拠規定の条例等の写し、利用規則、閲覧室の状況が分かる写真、活動状況を記した概要・年報等を提出させ、貸出を受けた資料を適切に利用できるかどうかの審査を行っている。

平成 20 年 6 月に改正された図書館法により、一般社団法人・一般財団法人による私立図書館の設置が可能となったことで、これらの図書館も図書館間貸出制度の対象に含まれることとなった。ワーキングチームでの議論においては、そのような私立図書館等での資料の適正利用について担保されるかの懸念が出されたが、現行の図書館間貸出制度における貸出対象館の審査・承認手続を従来通り確実に運用することで、不適格な図書館等の制度加入を非承認とすることができることから、デジタル化資料の図書館間貸出の貸出対象館

の範囲は、現行制度の要件、手続のままとすることで合意された。

(3) 貸出の条件

現行の図書館間貸出制度においては、貸出を受けようとする図書館において容易に入手することができる資料の貸出は行わないこととされているが、デジタル化資料の図書館間貸出においてもこの要件を適用することが妥当である。

ワーキングチームでは、「容易に入手することができる資料」の基準、確認方法、確認手順等を検討した。確認に使用する情報源は、日本書籍出版協会が運営する「Books.or.jp」、出版社のウェブサイト上の刊行図書目録、複数のオンライン書店とし、貸出対象館がそれらを順に調査して入手の可否を確認することをデジタル化資料の貸出の条件とすることで合意された（添付資料3を参照）。確認の対象にはオンデマンド出版を含むこととするが、古書市場での流通の有無の確認は要しないことが確認された。

また、貸出対象館においては、利用者は同一の著作物であれば版の違いは問わないのか、復刊・復刻版の利用でも良いのか、あるいは特定の版を求めているのか等、利用者の求める資料を著作物の同一性という観点からも確認することが必要とされた。

仮に貸出対象館における確認が十分でなく、「容易に入手することができる資料」の貸出の申込みがなされたときは、国立国会図書館が確認の上、申込みを謝絶することを求める意見があった。

(4) 貸出方法（提供方法）

デジタル化資料の図書館間貸出の方法としては、次の対応案が考えられる。

① デジタル画像データの配信

ア 一定期間ストリーミング²により配信し、貸出対象館の端末で閲覧

イ 配信したデジタル画像データを貸出対象館の端末にダウンロードして一時的に保存し閲覧（利用終了後はデジタル画像データを削除）

② 記録媒体又は紙媒体に複製しての貸出

これらの行為の著作権法上の解釈につき、文化庁著作権課に照会したところ、以下のような回答を得た（詳細は添付資料4を参照）。

<①アについて>

貸出対象館からの求めに応じ、デジタル化資料（デジタル画像データ）を配信する行為は「公衆送信」に該当すると解され、また、配信されたデータをコンピュータ・ディスプレイにより公に閲覧させる行為は「公への伝達」に該当すると解されるものであるが、このような著作物の利用形態について適用されるべき権利制限規定は存在しない。

<①イについて>

² 貸出対象館に対し、一定期間、当該デジタル画像データに対するアクセス権限を与え、同館の端末に画像が表示されるようにする方式。

貸出対象館からの求めに応じ、デジタル化資料（デジタル画像データ）を配信する行為は「公衆送信」に該当すると解され、また、配信されたデータを貸出対象館の端末にダウンロードする行為は、貸出対象館が実施主体の「複製」と解されるものであるが、このような著作物の利用形態について適用されるべき権利制限規定は存在しない。

<②について>

貸出対象館に対する貸出のための複製を行うに当たっては、その複製の媒体を問わず、「複製」に係る許諾を得る必要がある。

また、著作権法第 31 条第 2 項においては、国立国会図書館は「原本に代えて公衆の利用に供する」ために図書館資料を記録媒体に記録することは認められているが、原本やデジタル化資料（デジタル画像データ）の他にさらなる複製物を作成することについては、必要と認められる限度を超えるものである。

上記①②の照会と合わせて、著作権法第 31 条第 1 項第 3 号の規定に基づき、他の図書館からの求めに応じ、絶版その他これに準ずる理由により一般に入手することが困難な館の所蔵資料について、国立国会図書館が当該資料のデジタル画像データを利用して複製物（記録媒体又は紙媒体）を作成し、提供することができると解してよいかどうかに関し同課に照会したところ、同号の規定が適用される事例であれば、デジタル画像データ（アーカイブ）を用いて複製（記録媒体又は紙媒体）し、当該図書館に提供することは、著作権法上の問題は生じない旨の回答があった。

文化庁著作権課の回答により、現行著作権法の下では、デジタル化資料を用いた図書館間貸出（配信又は媒体に複製しての貸出）は行うことができないこと、図書館間貸出に代わる措置としては著作権法第 31 条第 1 項第 3 号の規定に基づく複製物の提供が可能であることが確認された。

3 デジタル化資料の図書館間貸出の代替措置

ワーキングチームは、上記の文化庁著作権課の回答から、現行著作権法の下では、デジタル化資料を用いた「図書館間貸出」の代替措置としては、著作権法第 31 条第 1 項第 3 号に基づくデジタル化資料の複製物の提供しかないとの結論に至った。代替措置をめぐっては、以下のような議論があった。

① 提供対象図書館・蔵書の管理

図書館等に提供された複製物は当該図書館等の蔵書となることに関し、複製物の提供の依頼については、各貸出対象館がまず地元の都道府県立図書館に依頼し、当該都道府県図書館から国立国会図書館に依頼するという方法も考えられるが、提供された複製物を地元の市町村立図書館のために都道府県立図書館が蔵書とし、コストをかけて資料管理することは現実的ではない。

② 複製媒体

提供する複製物の媒体については、著作権法上は記録媒体、紙媒体のいずれであっても可能であるが、デジタルデータの流出や不正利用に関する懸念、蔵書としての管理や

利用提供の困難さ、利用者の選好等から、記録媒体よりも紙媒体での提供が望ましい。

③ 「入手困難性」の要件

- ・ 著作権法第31条第1項第3号の「他の図書館からの求めに応じ、絶版その他これに準ずる理由により一般に入手することが困難な」ことの確認（以下「一般入手困難性の確認」という。）については、「古書市場」での流通の有無の確認も必要であり、現行の図書館間貸出が要件としている「容易に入手することができる資料」の確認基準よりも要件が厳しくサービス低下の印象を免れない。
- ・ 一般入手困難性の確認に際しては、上記「(3) 貸出の条件」での議論と同様、利用者の求める資料を当該刊行物のみならず、著作物の同一性という観点からも確認することが必要である。
- ・ 加えて、都道府県内や圏域内の相互貸借制度を優先して利用することが前提と考える。

④ その他

- ・ 現行の図書館間貸出の費用負担と比較し、新たに複製物の作成費用がかかることから、代替措置のコスト負担の在り方を検討する必要がある。
- ・ 複製物からの不正な複製等の抑止効果を期待して、同規定に基づきデジタル化資料を用いて複製物を作成、提供する場合は、国立国会図書館の資料の複製物であることを何らかの形で明示することが望まれる。

4 関係者協議会申合せ

ワーキングチームは、以上の議論を踏まえ、複製物の媒体を紙媒体に限定する代わりに、一般入手困難性の確認の基準を上記2(3)の図書館間貸出の「容易に入手することができる資料」の確認基準にまで緩和する、「申合せ」（添付資料5参照）を関係者間で行うことが適当であるとの合意に達した。この「申合せ」は、以下のような考え方に基づくものである。

- ① この申合せは、国立国会図書館のデジタル化資料を用いた「図書館間貸出」の代替措置に関し、関係者協議会の構成機関・団体間で確認された事項をまとめたものである。
- ② デジタル化資料を用いた「図書館間貸出」の代替措置は、著作権法第31条第1項第3号の規定によるデジタル化資料の複製物の提供とする。
- ③ この申合せによる代替措置は、臨時的な措置である。
- ④ 代替措置の運用に当たって、国立国会図書館の資料の図書館間貸出の果たしている意義・公益性を損なわないよう、著作権法の規定が求める入手困難性の要件については、図書館間貸出の要件と同等とする。
- ⑤ 他方で、デジタル化資料の特性である複製の容易性、耐劣化性等に伴う不正利用を防止する観点から、国立国会図書館が代替措置で提供する複製物は、紙へのプリントアウトに限る。
- ⑥ 以上を踏まえ、「図書館の障害者サービスにおける著作権法第37条第3項に基づく著作物の複製等に関するガイドライン」（2010年2月18日）のように広く一般に周知する形式ではなく、関係者協議会の構成機関・団体間における確認のための申合せと

いう形式を採ることとする。

5 今後の検討課題

デジタル化資料の図書館間貸出に係る対応策に係る議論においては、上述のほか、かつて関係者協議会において保存のための複製権の権利制限について議論していた時点では、刊行年の古いものから順次デジタル化されることが前提で、一挙に1968年刊行分までがデジタル化の範囲となることは想定外であったことから、関係者協議会が現行と同レベルのサービスを保証する責任はなく、この緊急事態に対して従来と異なる対応を採るという選択肢があり得るが、一方で、従来、図書館間貸出により利用できた資料を地方在住の利用者が利用できなくなることに對する対応は必要であるので、当面1～2年の間、超法規的に、都道府県立図書館等主要図書館に限りデジタル化資料の配信を行う実証実験を行い、その結果を踏まえつつ、国立国会図書館の施設外でのデジタル化資料の利用の将来の在り方について検討することが望ましいとの意見があったことを今後の検討課題として付記する。

【添付資料】

- 1 現行の図書館間貸出制度
- 2 図書館間貸出の実績
- 3 「容易に入手することができる資料」の確認方法
- 4 「著作権法と図書館間貸出しについて」（照会・回答）
- 5 「国立国会図書館のデジタル化資料を用いた「図書館間貸出」の代替措置に関する資料デジタル化及び利用に係る関係者協議会申合せ（案）」
- 6 図書館間貸出ワーキングチーム検討経過

【添付資料 1】

現行の図書館間貸出制度の概要

1 制度の趣旨

「国立国会図書館の図書館奉仕は、直接に又は公立その他の図書館を経由して、両議院、委員会及び議員並びに行政及び司法の各部門からの要求を妨げない限り、日本国民がこれを最大限に享受することができるようにしなければならない。」(国立国会図書館法第 21 条第 1 項) こととされており、この目的のために館長は、「館長の定めるところにより、国立国会図書館の収集資料及びインターネットその他の高度情報通信ネットワークを通じて閲覧の提供を受けた図書館資料と同等の内容を有する情報を、国立国会図書館の建物内で若しくは図書館相互間の貸出で、又は複写若しくは展示によつて、一般公衆の使用及び研究の用に供する。かつ、時宜に応じて図書館奉仕の改善上必要と認めるその他の奉仕を提供する。」(同第 1 号)という権能を有する。この規定に基づき、「図書館間貸出」制度を設け、国の納本図書館・保存図書館である国立国会図書館が所蔵資料を全国の図書館に貸し出し、全国の図書館活動の協力・援助をしている。制度の運用に当たっては、資料の保存・保管の点を考慮している。

2 加入対象機関

資料貸出サービスを利用できるのは、当館の図書館間貸出制度に加入申請し、承認を受けた機関に限られる。また、貸出資料を利用者の求めに応じてその場で複写できるのは、別途、複写利用についての申請を行い、承認を受けた機関に限られる。対象機関は、次の各号に掲げる図書館・調査研究機関等のうち、資料の貸出しを受けることについて当館の承認を受けたものである。(国立国会図書館資料利用規則第 44 条)

- ① 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)による大学、短期大学又は高等専門学校の図書館又は研究所
- ② 国立若しくは公立の調査研究機関又はこれらに準ずる機関
- ③ 図書館法(昭和二十五年法律第百十八号)による図書館又はこれに準ずる機関
- ④ 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)による地方議会の図書室
- ⑤ その他館長が適当と認める国内外の図書館又はこれに準ずる機関

3 加入手続

「図書館間貸出制度」加入のためには、以下の書類を提出し、当館の承認を得る必要がある。

- ・ 申請書(公印が必要) *別添雛型参照
- ・ 条例等の写し
- ・ 利用規則(運営規則・管理規則等、利用規則に相当するもの)
- ・ 閲覧室(又は閲覧席)の状況がわかる写真(利用案内・リーフレット・要覧等で可)
- ・ 図書館の概要、年報等(活動状況把握のため、施設の規模、職員構成及び蔵書数)

また、「複写利用」申請のためには、以下の書類を提出し、承認を得る必要がある。

- ・ 申請書（公印が必要）＊別添雛型参照
- ・ 利用規則（他の図書館から借り受けた資料の複写手続きを定めた文書。マニュアル類ではなく、正式な手続を経て制定・施行されたものが必要）

4 貸出資料の範囲

おおむね、昭和 23 年の当館設立以降に受け入れた和洋の図書の範囲。貸出できない主な資料は、以下のとおり。

- ・ 逐次刊行物（新聞、雑誌等）
- ・ 劣化資料、損耗の著しい資料（酸性紙資料等）
- ・ 経年により稀少、貴重となった資料（和古書等）
- ・ 形態、性格などから貸出に適さない資料（大型本、参考図書等）
- ・ 非図書形態の資料（当館で和図書をマイクロ化したものを除くマイクロ形態資料、1 枚ものの地図、電子資料、楽譜・音盤等）
- ・ 「コレクション」に準ずるもの
- ・ 貸出しを受けようとする図書館等において容易に入手することができる資料

5 貸出の条件

貸出期間は、往復の郵送に要する日数も含めて 1 か月以内。期限の延長は認めない。

1 機関の冊数は、未返却分を含めて 10 冊以内。貸出方法には、郵送貸出のほか、指定窓口への来館貸出（図書館の正職員に限定）がある。

なお、発行後間もないものなど入手が容易なものは、ご遠慮をいただくよう、各図書館をお願いをしている。また、当館に申し込む前に、県内や近隣の図書館に所蔵がないかどうかを確認いただくよう要請している。

6 郵送貸出の費用負担等

発送時の送料は、当館が負担。借受館の負担は、返却送料のみ。資料は「ゆうパック」あるいは「冊子小包（一般書留のみ）」で返送する。資料が傷まないようエアパッキン等でしっかりと梱包し、送付箱に入れ、紙で包装し、送付ラベルを貼る。

7 貸出資料の利用条件

閲覧は借受館の閲覧室（資料室）内に限る。また、複写はあらかじめ貸出資料の複写を行うことについて申請し、当館の承認を受けた図書館等に限る。対象資料は、当館が複写可能と指定したものに限る。利用者自身が複写作業を行うこと（いわゆるセルフコピー）はできない。複写を行った場合、当該複写物の作成に係る記録を当館に提出する。

8 貸出制度加入館数、複写承認館数

(1) 図書館間貸出制度加入館数 (平成 21 年度末現在)

館種	館数
公共図書館	1,932
大学図書館等	1,083
専門図書館等	396
国外の図書館	151
合計	3,562

(2) 複写承認館数 (平成 21 年度末現在)

館種	館数※	図書館間貸出制度加入館数に対する割合
公共図書館	360	19%
大学図書館等	75	7%
専門図書館等	4	1%
合計	439	12%

※国際子ども図書館の資料のみの複写承認館は除く。

9 年間の貸出実績 (平成 21 年度)

来館受取り	447 件 (457 点)
郵送受取り	14,721 件 (17,882 点)
合計	15,168 件 (18,339 点)

申請書ひな形A（新規に加入を申請する図書館用） A4サイズ

〇〇図書館 第 号
平成 年 月 日

国立国会図書館長 殿

〇〇 図書館
館長 ×××× （公印）

「図書館間貸出制度」加入について（申請）

下記の図書館について、国立国会図書館資料利用規則（平成16年国立国会図書館規則第5号）第44条第2項及び国立国会図書館国際子ども図書館資料利用規則（平成12年国立国会図書館規則第4号）第25条第2項の規定により、資料の貸出しを受けることができる図書館等としての承認を申請します。

なお、図書館間貸出しの利用に当たっては、次の事項を遵守します。

- 1 貸出しを受けた資料は、館内の閲覧室内に限り、閲覧に供します。
- 2 貸出しを受けた資料の複写は行いません。
- 3 万一、貸出しを受けた資料を亡失又は損傷した場合は、直ちに貴館に連絡し、貴館の指示により弁償いたします。

記

図書館	〇〇 図書館
館長	××××
所在地	〒×××-×××× ××県××市××町×-××-×
電話番号	×××-××-××××× （内線××、担当××）
FAX 番号	×××-××-×××××
添付書類	1 図書館利用規則 2 閲覧室写真 3 図書館概要

申請書ひな形C（新規に複写利用を申請する図書館用） A4サイズ

〇〇図書館 第 号
平成 年 月 日

国立国会図書館長 殿

〇〇 図書館
館長 ×××× （公印）

貸出しを受けた資料の複写利用について（申請）

下記の図書館について、国立国会図書館資料利用規則（平成16年国立国会図書館規則第5号）第50条第5項及び国立国会図書館国際子ども図書館資料利用規則（平成12年国立国会図書館規則第4号）第31条第5項の規定により、貸出しを受けた資料を複写利用することができる図書館等としての承認を申請します。

なお、貸出しを受けた資料の複写利用については、資料保存の観点から次の事項を遵守します。

- 1 貸出しを受けた資料のうち、貴館が複写可能と指定した資料のみ複写いたします。
- 2 貸出しを受けた資料の複写物の提供は、利用者の求めに応じて行うものとします。
- 3 貸出しを受けた資料の複写物の作成を利用者に行わせることはいたしません。
- 4 複写物の複製を行った場合は、複写記録を作成し、貴館に提出いたします。
- 5 万一、貸出しを受けた資料を亡失又は損傷した場合は、直ちに貴館に連絡し、貴館の指示により弁償いたします。

記

図書館	〇〇 図書館
館長	××××
所在地	〒×××-×××× ××県××市××町×-××-×
電話番号	×××-××-×××× （内線××、担当××）
FAX 番号	×××-××-××××
添付書類	貸出しを受けた資料の複製手続を定めた利用規則等（必須）

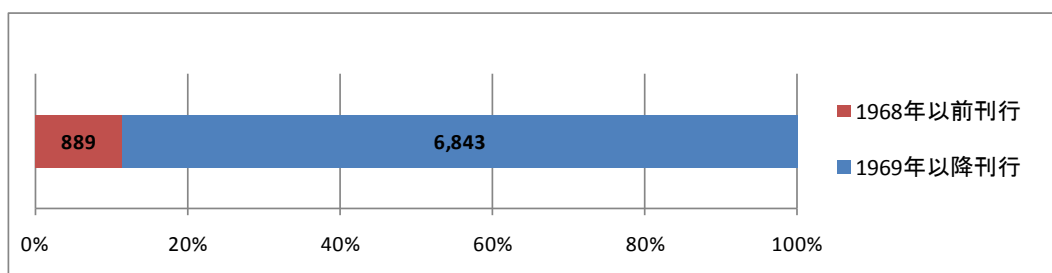
【添付資料2】

図書館間貸出の実績について

調査対象期間（平成22年1月7日～9月2日）における、国立国会図書館による図書館間貸出の実績は次のとおりである。

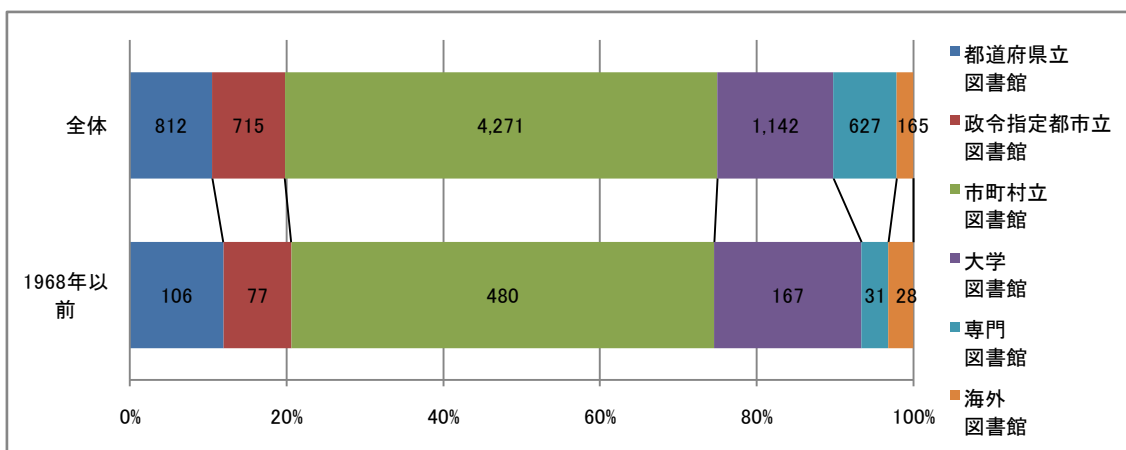
1. 全体実績

区分		件数
全体		7,732
	(内数)1969年以降刊行資料	6,843 (88.5%)
	(内数)1968年以前刊行資料	889 (11.5%)



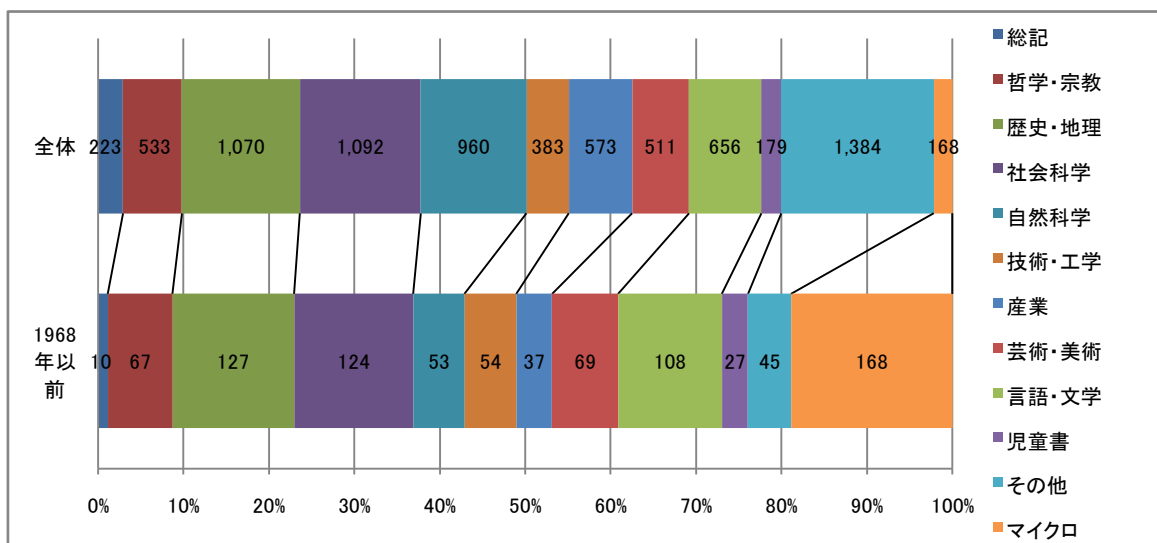
2. 館種別内訳

	都道府県立図書館	政令指定都市立図書館	市町村立図書館	大学図書館	専門図書館	海外図書館	計(件)
全体	812 (10.2%)	715 (9.0%)	4,271 (53.7%)	1,142 (14.4%)	627 (7.9%)	165 (2.1%)	7,732
(内数)1968年以前	106 (11.9%)	77 (8.7%)	480 (54.0%)	167 (18.8%)	31 (3.5%)	28 (3.1%)	889



3. 分野別内訳

	総記	哲学・宗教	歴史・地理	社会科学	自然科学	技術・工学	産業	芸術・美術	言語・文学	児童書	その他	マイクロ	計 (件)
全体	223 (2.9%)	533 (6.9%)	1,070 (13.8%)	1,092 (14.1%)	960 (12.4%)	383 (5.0%)	573 (7.4%)	511 (6.6%)	656 (8.5%)	179 (2.3%)	1,384 (17.9%)	168 (2.2%)	7,732
(内数)1968年以前	10 (1.1%)	67 (7.5%)	127 (14.3%)	124 (13.9%)	53 (6.0%)	54 (6.1%)	37 (4.2%)	69 (7.8%)	108 (12.1%)	27 (3.0%)	45 (5.1%)	168 (18.9%)	889



【添付資料3】

「容易に入手することができる資料」の確認方法

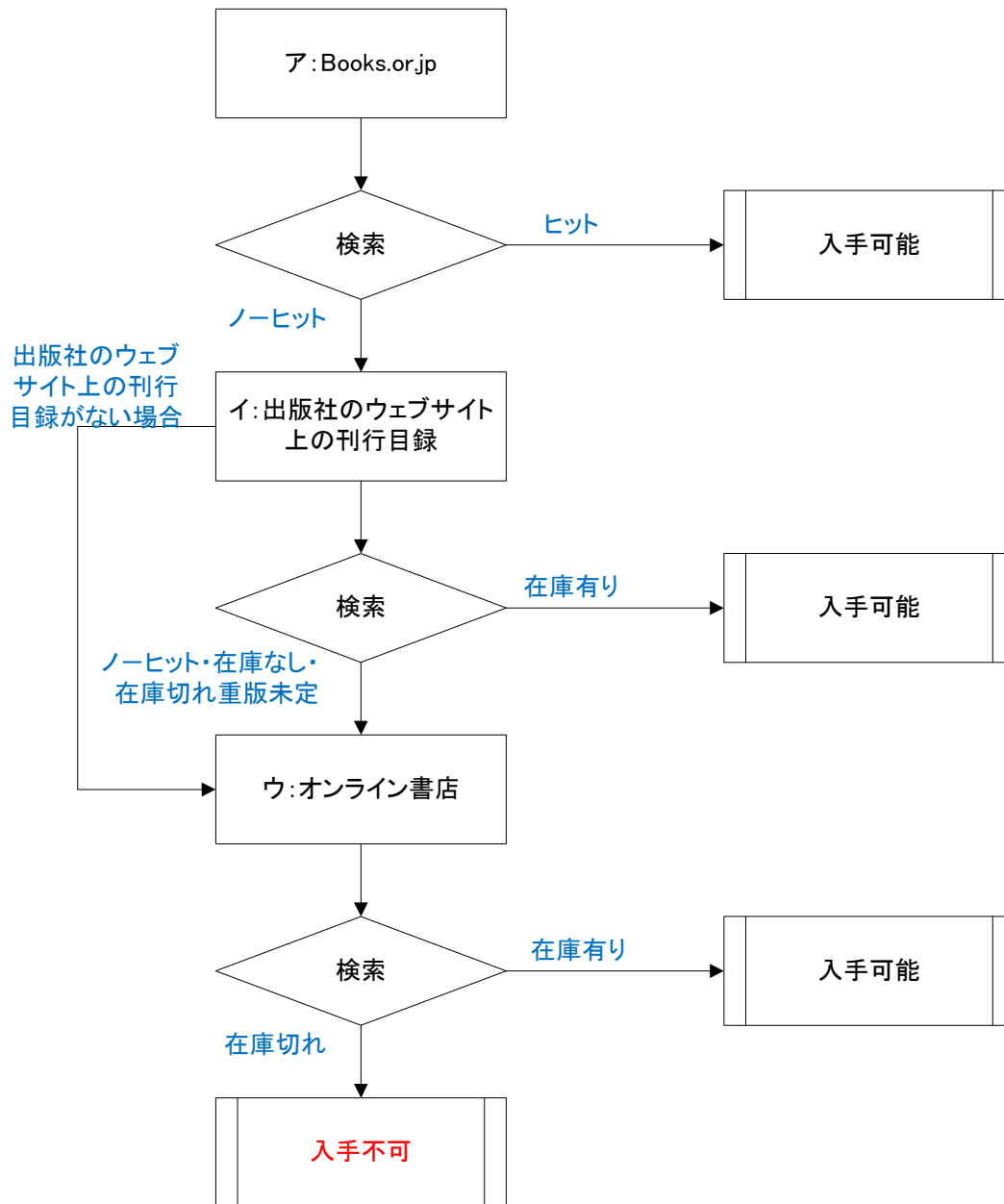
1 確認に使用する情報源

	名称	概要
ア	Books.or.jp (http://www.books.or.jp/)	日本書籍出版協会が運営する、国内で発行され、現在入手可能な書籍を収録する書籍検索サイト。各出版社から提供された書籍情報を日本書籍出版協会の「データベース日本書籍総目録」に蓄積し、そのうちの入手可能な既刊分のデータを収録。
イ	出版社のウェブサイト上の刊行図書目録	出版社が運営するウェブサイト上で提供される刊行図書目録。在庫切れ、重版未定等の情報が分かる場合がある。
ウ	オンライン書店	<p><オンライン書店の例></p> <ul style="list-style-type: none"> ○取次系 <ul style="list-style-type: none"> bk1 (http://www.bk1.jp) ブックサービス (http://www.bookservice.jp) boople (http://www.boople.com) 本やタウン (http://www.honya-town.co.jp) e-hon (http://www.e-hon.ne.jp) 本の間屋さん (http://www.osakaya.co.jp) ○書店系 <ul style="list-style-type: none"> ジュンク堂 (http://www.junkudo.co.jp) 丸善 (http://www.maruzen.co.jp) 紀伊国屋 (http://www.kinokuniya.co.jp) J-Book (http://www.jbook.co.jp) ○書店連合系 <ul style="list-style-type: none"> 本屋さんに行こう (http://www.shoten.co.jp) ○無店舗書店系 <ul style="list-style-type: none"> amazon (http://www.amazon.co.jp) boox (http://boox.jp) ○IT 産業系 <ul style="list-style-type: none"> 楽天ブックス (http://books.rakuten.co.jp) yahoo!ブックス (http://books.yahoo.co.jp) livedoorブックス (http://books.livedoor.com) セブンネットショッピング (http://www.7netshopping.jp/books/) Gazoo (http://gazoo.com/book/) ○渡り検索 <ul style="list-style-type: none"> 本・書籍通販検索 (http://book.tsuhankensaku.com) ブックサーチ (http://www.booksearch.jp) JetSeek (http://www.jetseek.net/book)

2 確認方法

- ・ 資料の貸出を受けようとする図書館がアからウまでを順に確認する。
- ・ 「ウ オンライン書店」については、複数を確認する。
- ・ 確認手順は別紙のとおり。

(別紙) 確認手順フロー



【添付資料4】

事務連絡
平成22年11月10日

文化庁長官官房著作権課長 殿

国立国会図書館総務部副部長総務課長事務取扱

著作権法と図書館間貸出しについて（照会）

標記について、別紙の行為に関し、著作権法（昭和45年法律第48号）第31条（図書館等における複製）等の解釈を御教示願います。

(別紙)

国立国会図書館（以下「館」という。）は、国立国会図書館法（昭和 23 年法律第 5 号）第 21 条第 1 項第 1 号に基づき、図書館間貸出制度を設け、制度に加入した図書館等（以下「貸出対象館」という。）からの求めに応じ、館の所蔵資料の貸出しを行っている。貸出資料の範囲は、おおむね昭和 23 年の当館設立以降に受け入れた和洋の図書である（現行制度の概要は別添参照）。

館は、著作権法第 31 条第 2 項に基づき、所蔵資料の原本を公衆の利用に供することによる滅失、損傷又は汚損を避けるため、当該原本に代えて公衆の利用に供するための電磁的記録を作成している。対象資料は、現時点では、昭和 43 年以前刊行の和図書、平成 12 年以前刊行の和雑誌、古典籍資料等である。そして、当該電磁的記録（以下「デジタル画像データ」という。）を作成した資料の原本は、今後利用に供さないこととしている。

現在、デジタル画像データのうち、著作権者の許諾、文化庁長官裁定又は著作権保護期間満了によりインターネット公開しているもの以外は、館の施設（東京本館、関西館及び国際子ども図書館）内限定で公開することとしているが、今後、貸出対象館からデジタル画像データを作成した資料に対して貸出しの求めがあった場合に、どのように対応すべきかを検討している。

対応案としては、貸出対象館に対するデジタル画像データの配信又はデジタル画像データを記録媒体（CD-R 等）若しくは紙媒体へ複製しての貸出し若しくは提供が考えられる。

1 デジタル画像データの配信

次の方法により貸出対象館にデジタル画像データを配信することは、著作権法に規定するどの権利が適用されるか。また、現行の著作権法上、権利制限の適用はあるか。

① 貸出対象館からの求めに応じ、デジタル画像データを一定期間ストリーミングにより配信し、貸出対象館の端末で閲覧する方法

② 貸出対象館からの求めに応じ、配信したデジタル画像データを貸出対象館の端末にダウンロードして一時的に保存し閲覧する方法。なお、貸出対象館が端末にダウンロードしたデジタル画像データは、貸出対象館における利用終了後、確実に削除させるものとする。

2 記録媒体又は紙媒体に複製しての貸出し

(1) 貸出しによる原本の損傷を防ぐため、貸出対象館への貸出しに供する目的で、必要と認められる限度において、当該原本に係るデジタル画像データを利用して複製物（貸出用の記録媒体）を作成することは、著作権法第 31 条第 2 項の規定の対象となるものと解してよろしいか。

なお、著作権法第 31 条第 2 項は「当該原本に代えて公衆の利用に供するための電磁的記録を作成する場合には、必要と認められる限度において、当該図書館資料に係る著作

物を記録媒体に記録することができる」と定めている。国立国会図書館において図書館資料を「公衆の利用に供する」方法には、国立国会図書館法第 21 条第 1 項第 1 号に規定する「図書館相互間の貸出し」が含まれる。また、国立国会図書館法第 21 条第 1 項は、「国立国会図書館の図書館奉仕は、直接に又は公立その他の図書館を經由して（略）日本国民がこれを最大限に享受することができるようにしなければならない。」として、図書館を經由した国民への奉仕を規定しているところである。

(2) (1) について、記録媒体ではなく、紙媒体に複製した場合は、どうか。

3 複製物の提供

著作権法第 31 条第 1 項第 3 号の規定に基づき、他の図書館からの求めに応じ、絶版その他これに準ずる理由により一般に入手することが困難な館の所蔵資料について、館が当該資料のデジタル画像データを利用して複製物（記録媒体又は紙媒体）を作成し、提供することができるかと解してよいか。

(参考)

○ 国立国会図書館法（昭和 23 年法律第 5 号）（抄）

第二十一条 国立国会図書館の図書館奉仕は、直接に又は公立その他の図書館を経由して、両議院、委員会及び議員並びに行政及び司法の各部門からの要求を妨げない限り、日本国民がこれを最大限に享受することができるようにしなければならない。この目的のために、館長は次の権能を有する。

- 一 館長の定めるところにより、国立国会図書館の収集資料及びインターネットその他の高度情報通信ネットワークを通じて閲覧の提供を受けた図書館資料と同等の内容を有する情報を、国立国会図書館の建物内で若しくは図書館相互間の貸出しで、又は複写若しくは展示によつて、一般公衆の使用及び研究の用に供する。かつ、時宜に応じて図書館奉仕の改善上必要と認めるその他の奉仕を提供する。

(以下略)

「(別添) 現行の図書館間貸出制度の概要」は割愛

事 務 連 絡
平成22年11月11日

国立国会図書館総務部副部長総務課長 殿

文化庁長官官房著作権課長

著作権法と図書館間貸出しについて（回答）

平成22年11月10日付け事務連絡で照会のあった標記の件については、別紙の通り回答いたします。

（本件担当）

文化庁長官官房著作権課企画審議係

生田、はな村、大橋

電話：03-5253-4111（内線2982）

FAX：03-6734-3813

回答

文化庁長官官房著作権課

照会事項 1 について

①について

国立国会図書館が貸出対象館からの求めに応じ、デジタル画像データ（アーカイブ）をストリーミング配信する行為は、「公衆送信」に該当すると解される。

また、「公衆送信」により送信されてきたデジタル画像データをコンピューター・ディスプレイにより公に閲覧させる行為は、「公への伝達」に該当すると解される。

なお、こうした著作物の利用形態について特に適用されるべき権利制限規定は存在しない。

②について

国立国会図書館が貸出対象館からの求めに応じ、デジタル画像データ（アーカイブ）を配信する行為は、「公衆送信」に該当すると解される。

また、配信されたデータを貸出対象館の端末にダウンロードする行為は貸出対象館における利用の終了後、確実に削除させるものとしても、「複製」に該当すると解される。なお、当該「複製」の実施主体は貸出対象館となる。

一方、こうした著作物の利用形態について、特に適用されるべき権利制限規定は存在しない。

照会事項 2 について

貸出対象館に対する貸出のための複製を行うにあたっては、その複製の媒体を問わず、「複製」に係る許諾を得る必要がある。

また、著作権法第 3 1 条第 2 項においては、「原本に代えて公衆の利用に供する」ために図書館資料を記録媒体に記録することは認められているが、原本やデジタル画像データ（アーカイブ）の他にさらなる複製物を作成することについては、必要と認められる限度を超えるものである。

一方、国立国会図書館法に規定された「図書館奉仕」を実施するにあたり、著作物を利用する場合には、著作権法に定められた手続きを遵守する必要がある。

照会事項 3 について

国立国会図書館は、著作権法第 3 1 条第 1 項第 3 号の規定が適用される事例であれば、複製物を貸出対象館に提供することができる。

なお、当該複製物の複製（記録媒体又は紙媒体）をデジタル画像データ（アーカイブ）を用いて行うことについては、著作権法上の問題は生じない。

(参考資料)

「著作権法と図書館間貸出しについて」(照会・回答)(一覧)

【照会事項】

1 デジタル画像データの配信

次の方法により貸出対象館にデジタル画像データを配信することは、著作権法に規定するなどの権利が適用されるか。また、現行の著作権法上、権利制限の適用はあるか。

① 貸出対象館からの求めに応じ、デジタル画像データを一定期間ストリーミングにより配信し、貸出対象館の端末で閲覧する方法

② 貸出対象館からの求めに応じ、配信したデジタル画像データを貸出対象館の端末にダウンロードして一時的に保存し閲覧する方法。なお、貸出対象館が端末にダウンロードしたデジタル画像データは、貸出対象館における利用終了後、確実に削除させるものとする。

【回答】

①について

国立国会図書館が貸出対象館からの求めに応じ、デジタル画像データ(アーカイブ)をストリーミング配信する行為は、「公衆送信」に該当すると解される。

また、「公衆送信」により送信されてきたデジタル画像データをコンピューター・ディスプレイにより公に閲覧させる行為は、「公への伝達」に該当すると解される。

なお、こうした著作物の利用形態について特に適用されるべき権利制限規定は存在しない。

②について

国立国会図書館が貸出対象館からの求めに応じ、デジタル画像データ(アーカイブ)を配信する行為は、「公衆送信」に該当すると解される。

また、配信されたデータを貸出対象館の端末にダウンロードする行為は貸出対象館における利用の終了後、確実に削除させるものとしても、「複製」に該当すると解される。なお、当該「複製」の実施主体は貸出対象館となる。

一方、こうした著作物の利用形態について、特に適用されるべき権利制限規定は存在しない。

【照会事項】

2 記録媒体又は紙媒体に複製しての貸出し

(1) 貸出しによる原本の損傷を防ぐため、貸出対象館への貸出しに供する目的で、必要と認められる限度において、当該原本に係るデジタル画像データを利用して複製物（貸出用の記録媒体）を作成することは、著作権法第31条第2項の規定の対象となるものと解してよろしいか。

なお、著作権法第31条第2項は「当該原本に代えて公衆の利用に供するための電磁的記録を作成する場合には、必要と認められる限度において、当該図書館資料に係る著作物を記録媒体に記録することができる」と定めている。国立国会図書館において図書館資料を「公衆の利用に供する」方法には、国立国会図書館法第21条第1項第1号に規定する「図書館相互間の貸出し」が含まれる。また、国立国会図書館法第21条第1項は、「国立国会図書館の図書館奉仕は、直接に又は公立その他の図書館を経由して（略）日本国民がこれを最大限に享受することができるようにしなければならない。」として、図書館を経由した国民への奉仕を規定しているところである。

(2) (1) について、記録媒体ではなく、紙媒体に複製した場合は、どうか。

【回答】

貸出対象館に対する貸出のための複製を行うにあたっては、その複製の媒体を問わず、「複製」に係る許諾を得る必要がある。

また、著作権法第31条第2項においては、「原本に代えて公衆の利用に供する」ために図書館資料を記録媒体に記録することは認められているが、原本やデジタル画像データ（アーカイブ）の他にさらなる複製物を作成することについては、必要と認められる限度を超えるものである。

一方、国立国会図書館法に規定された「図書館奉仕」を実施するにあたり、著作物を利用する場合には、著作権法に定められた手続きを遵守する必要がある。

【照会事項】

3 複製物の提供

著作権法第31条第1項第3号の規定に基づき、他の図書館からの求めに応じ、絶版その他これに準ずる理由により一般に入手することが困難な館の所蔵資料について、館が当該資料のデジタル画像データを利用して複製物（記録媒体又は紙媒体）を作成し、提供することができるかと解してよいか。

【回答】

国立国会図書館は、著作権法第31条第1項第3号の規定が適用される事例であれば、複製物を貸出対象館に提供することができる。

なお、当該複製物の複製（記録媒体又は紙媒体）をデジタル画像データ（アーカイブ）を用いて行うことについては、著作権法上の問題は生じない。

【添付資料 5】

国立国会図書館のデジタル化資料を用いた「図書館間貸出」の代替措置に関する資料デジタル化及び利用に係る関係者協議会申合せ（案）

平成 23 年●月●日

国立国会図書館

社団法人日本書籍出版協会

社団法人日本雑誌協会

社団法人日本新聞協会

日本楽譜出版協会

社団法人日本文藝家協会

一般社団法人日本音楽著作権協会

一般社団法人日本写真著作権協会

社団法人日本美術家連盟

社団法人日本漫画家協会

社団法人日本図書館協会

資料デジタル化及び利用に係る関係者協議会（以下「関係者協議会」という。）は、国立国会図書館が著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 31 条第 2 項の規定に基づき所蔵資料をデジタル化した場合において、当該所蔵資料を用いた図書館間貸出に代わる臨時的措置に関し、以下のとおり申し合わせる。

（デジタル化資料の「図書館間貸出」の代替措置）

- 1 国立国会図書館が著作権法第 31 条第 2 項の規定に基づきデジタル化した資料（作製された画像データをいう。以下「デジタル化資料」。）については、「図書館間貸出」を目的とする使用（他の図書館等へのデジタル化資料の配信又はデジタル化資料の複製物の他の図書館等への貸出）が現行著作権法の範囲ではできないことから、デジタル化資料を用いた「図書館間貸出」の代替措置は、著作権法第 31 条第 1 項第 3 号の規定に基づくデジタル化資料の複製物の提供とする。

（複製物の作製方法）

- 2 この代替措置により提供する複製物は、デジタル化資料を用いて国立国会図書館の施設内の端末から紙に出力することにより作製したものとする。

（提供する資料の範囲）

- 3 この代替措置により提供する資料の範囲は、デジタル化資料のうち国立国会図書館の施設内に限り公開するものであって、かつ、デジタル化資料の複製物の提供を求めようとする図書館等が別添の確認方法により確認してもなお入手することができないものに限るものとする。

(提供を求めることのできる図書館等)

- 4 デジタル化資料の複製物の提供を求めることのできる図書館等は、国立国会図書館資料利用規則（平成 16 年国立国会図書館規則第 5 号）第 44 条第 1 項の各号に掲げる図書館等のうち、国立国会図書館の承認を受けたものとする。

(提供を受けた複製物の利用)

- 5 デジタル化資料の複製物の提供を受けた図書館等は、当該複製物を自館の管理の下で利用者に利用させるものとし、当該複製物を利用者に譲渡しないものとする。

(その他)

- 6 国立国会図書館法（昭和 23 年法律第 5 号）第 21 条第 1 項に規定する図書館を經由した国民への奉仕の趣旨に鑑み、関係者協議会の構成員は、国立国会図書館のデジタル化資料を用いた「図書館間貸出」に関して継続協議するものとする。
- 7 国立国会図書館は、必要に応じ、この代替措置の利用状況等について関係者協議会に報告するものとする。

(別添)

第3項に係る確認方法

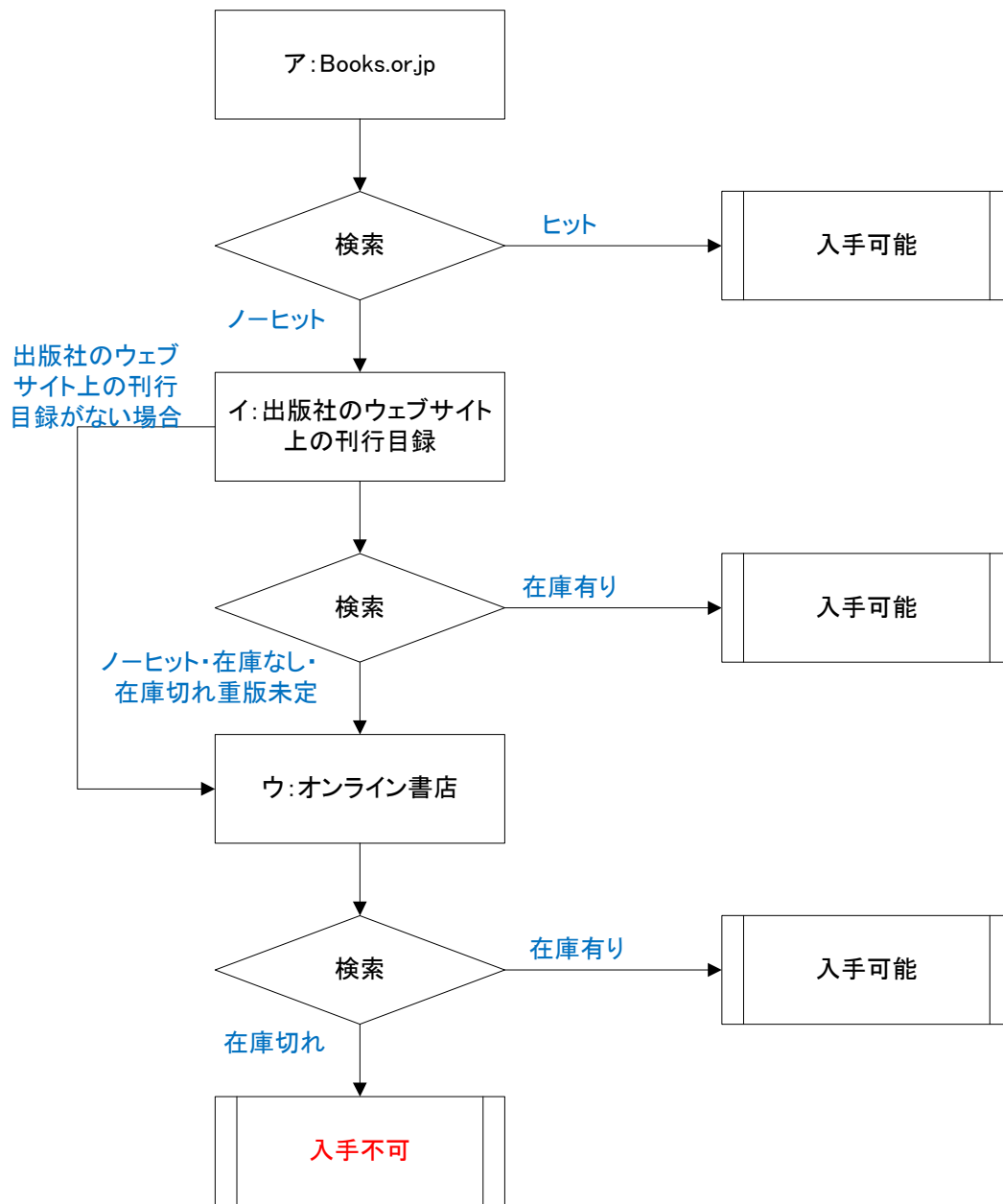
1 確認に使用する情報源

	名称	概要
ア	Books.or.jp (http://www.books.or.jp/)	日本書籍出版協会が運営する、国内で発行され、現在入手可能な書籍を収録する書籍検索サイト。各出版社から提供された書籍情報を日本書籍出版協会の「データベース日本書籍総目録」に蓄積し、そのうちの入手可能な既刊分のデータを収録。
イ	出版社のウェブサイト上の刊行図書目録	出版社が運営するウェブサイトで提供される刊行図書目録。在庫切れ、重版未定等の情報が分かる場合がある。
ウ	オンライン書店	<オンライン書店の例> ○取次系 bk1 (http://www.bk1.jp) ブックサービス (http://www.bookservice.jp) boople (http://www.boople.com) 本やタウン (http://www.honya-town.co.jp) e-hon (http://www.e-hon.ne.jp) 本の間屋さん (http://www.osakaya.co.jp) ○書店系 ジュンク堂 (http://www.junkudo.co.jp) 丸善 (http://www.maruzen.co.jp) 紀伊国屋 (http://www.kinokuniya.co.jp) J-Book (http://www.jbook.co.jp) ○書店連合系 本屋さんに行こう (http://www.shoten.co.jp) ○無店舗書店系 amazon (http://www.amazon.co.jp) boox (http://boox.jp) ○IT産業系 楽天ブックス (http://books.rakuten.co.jp) yahoo!ブックス (http://books.yahoo.co.jp) livedoorブックス (http://books.livedoor.com) セブンネットショッピング (http://www.7netshopping.jp/books/) Gazoo (http://gazoo.com/book/) ○渡り検索 本・書籍通販検索 (http://book.tsuhankensaku.com) ブックサーチ (http://www.booksearch.jp) JetSeek (http://www.jetseek.net/book)

2 確認方法

- ・ デジタル化資料の複製物の提供を求めようとする図書館等は、アからウまでを順に確認する。
- ・ 「ウ オンライン書店」については、複数を確認する。
- ・ 確認手順は別紙のとおり。

(別紙) 確認手順フロー



【添付資料6】

図書館間貸出ワーキングチーム検討経過

平成 22 年 9 月 24 日	資料デジタル化及び利用に係る関係者協議会（平成 22 年度第 2 回） ○ 図書館間貸出ワーキングチームの設置の確認
平成 22 年 10 月 29 日	図書館間貸出ワーキングチーム（第 1 回） ○ ワーキングチームの運営の確認 ○ 課題検討（貸出資料の範囲、貸出対象館の範囲、貸出の条件）
平成 22 年 11 月 26 日	図書館間貸出ワーキングチーム（第 2 回） ○ 課題検討（貸出方法（提供方法）） ○ 報告書案について
平成 22 年 12 月 20 日	資料デジタル化及び利用に係る関係者協議会（平成 22 年度第 3 回）・図書館間貸出ワーキングチーム（第 3 回）（合同開催） ○ 図書館間貸出ワーキングチーム中間報告
平成 23 年 1 月 28 日	図書館間貸出ワーキングチーム（第 4 回） ○ 「国立国会図書館のデジタル化資料を用いた「図書館間貸出」の代理措置に関する資料デジタル化及び利用に係る関係者協議会申合せ（案）」について
平成 23 年 3 月 7 日	資料デジタル化及び利用に係る関係者協議会（平成 22 年度第 4 回）・図書館間貸出ワーキングチーム（第 5 回）（合同開催） ○ 図書館間貸出ワーキングチーム報告書について ○ 申合せ（案）について（機関決定状況の確認）